令和2年度 電子マニフェスト情報利活用高度化検討業務 提案書作成・審査要領

本書は、令和2年度 電子マニフェスト情報利活用高度化検討業務に関する提案書の作成、 審査等の要領を提示するものである。

1. 提案書作成要領

(1) 提案書の構成及び作成方法

以下に、電子マニフェスト情報利活用高度化検討業務に関する提案書の評価基準表(以下「評価基準表」という。)から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目		要求要件	
0 仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は 矛盾する提案がないこと。	
1 業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	
2 業務の実施方法			
	2.1 仕様書2(1)の業務 内容(産業廃棄物実態調 査等の既存統計への情報 活用検討)	情報収集、整理及び分析の方法並びに留意事項等について提案すること。	
	2.2 仕様書2(2)の業務 内容(電子マニフェスト利 用者から地方公共団体等 への各種届出等に係る負 担軽減の方策検討)	情報収集、整理、推計及び評価の方法並びに留意事項 等について提案すること。	
	2.3 仕様書2(3)の業務 内容(地域循環共生圏の 進捗を測定する新たな指標づくり)	情報収集、整理、推計及び評価の方法並びに留意事項 等について提案すること。	
	2.4 仕様書2(4)の業務 内容(電子マニフェストデータ集計・分析機能利用 高度化)	仕様書別紙を参考として、電子マニフェストデータ集計・ 分析により作成することを検討すべきレポート案を留意 事項を含め提案すること。	

3 業務の実施計画	-	仕様書の業務に係る作業事項を作業進行予定表にまと めること。	
4 業務の実施体制			
	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。 WGの構成委員について案を提示すること。 過去に産廃統計調査や地域循環共生圏の調査を実施した団体など、データの活用や調査協力を得られる可能性のある自治体等があれば、これを表にまとめること。	
	4.2 従事者の実績、能 力、資格等	業務に従事する者の類似業務(自治体や国の廃棄物・リサイクルに関する実態調査業務)等の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	
5 組織の実績			
	5.1 業務の実績 (産業廃棄物実態調査受 注実績)	過去3年以内に1件以上の産業廃棄物実態調査の受注 実績があること。 過去5年以内に類似業務(自治体や国が発注する産業 廃棄物に関する調査業務)の実績があれば、業務名、そ れぞれの概要等を記載すること。	
	5.2 業務の実績 (地域循環共生圏に係る 調査受注実績)	過去3年以内に1件以上自治体や国が発注する地域循環共生圏に係る調査受注実績があること。 過去5年以内に類似業務(自治体や国が発注する資源循環に関する調査業務)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

1) 提案書の作成にあたっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価

項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。

- 2) 上記評価項目に従い「1業務の基本方針」から「5組織の実績」までの各評価項目を 目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること。
- 3) 記述上の様式は特に定めていない。必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

(2) 提案書の提出部数等

提案書は、資料を含めて綴じ込んだ1式を10部提出すること。 用紙はA4判とし、A3判を使用する場合はZ折にすること。

2. 提案書の審査

- (1)総合評価点の計算方法
 - ・総合評価点=技術点+価格点
 - ・技術点=基礎点+加点(満点200点)
 - *技術点は、当センターに設置する提案書審査員の採点結果の平均値を算出し、小 数点第三位以下を切り捨てたものとする。
 - ・価格点=100× (1-入札価格÷予定価格) *価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

(2) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

技術上の基準に係る記述がない場合は0点とする。

基礎点に1つでも0点がある場合、その提案書は不合格とする。

(3) 加点部分の採点

配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

十分満足できる: 5点、満足できる: 4点、平均レベル: 3点、平均よりやや劣る: 2点、平均よりかなり劣る: 1点、満足できない: 0点

の6段階評価とする。